

# 福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2024年7月4日 No.56 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263  
事務局 E-mail [datsushiga@yahoo.co.jp](mailto:datsushiga@yahoo.co.jp) ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

No.56 概要版 全体目次は p.2

## 6月20日(木)第41回口頭弁論 原告側は今回で主張完了 被告側主張は9月で完了か 結審は来年2月、判決は来年 夏ごろの見通し

6月20日午前11時から、大津地方裁判所で原発裁判の第41回口頭弁論が行われました。原告側は、能登半島地震の教訓その2と題する準備書面(98)を提出しました。その要点の第一は、地盤隆起の問題、第二は、活断層の連動間、第三は、避難計画の問題についてです(概要は2ページ以降に掲載)。原告の主張は今回で完了したとして、関電側の主張に対して反論が必要なものは最終準備書面で行うとしました。

関電側は、この間の原告の極近傍地震問題に対する反論として準備書面(74)とともに、関電の主張を認めた福井地裁令和6年3月29日決定、及び大阪高裁令和6年3月15日決定を書証として提出しました。

今後の予定ですが、関電側は、能登半島地震について前回原告側が提出した準備書面(96)(97)と今回提出した(98)の反論を次回に行いたいとして9月19日(木)午前11時から第42回口頭弁論が開催されることになりました。

まだ最終決定ではありませんが、9月の期日で関電側の主張も完了する見込みであり、そうすると、来年2月6日が結審となり、来年夏ごろには現裁判長のもとで判決が示される見通しです。

12月17日にも予定が入っていますが、弁論が行わなければ進行協議となる可能性が示されました。

## 弁護団は最終準備書面の準備へ

結審の日程がほぼ決まったことから、弁護団では、今までの主張を総まとめする最終準備書面の作成を本格化させることになりました。

また、原告代表2名程度の最終意見陳述を行う方向で調整を進めています。

### 支える会のみなさんへお願い

①「会」では、裁判の状況などについて報告活動を行います。ご希望があれば、申し出てください。どこでも出かけていきます。人数の多少は問いません。また、結審の前後には弁護団による最終準備書面の学習会を計画します。

②裁判は会員のみなさんによって支えられています。引き続き入会を強めていきますのでご協力ください。

③年会費2000円の納入についてご協力ください。前回、一部に白紙の振替用紙を同封し混乱させたことをお詫びします。

振込は可能なかぎり下記に。

ゆうちょ 記号番号 14690-5345461

福井原発訴訟を支える会

(フクイゲンパツソショウヲササエルカイ)

## 内 容

支える会ニュース No.55 の概要	1
6月20日 第41回口頭弁論 結審は来年2月、判決は来年夏ごろか	2
【原告側準備書面(98)の概要】	2
【報告集会の概要】	5
講演「もし珠洲原発が建設されていたら」	5
今後の大津地裁での原発裁判の予定	11
原子力市民委員会が声明「能登半島地震を自然からの重大な警告と受け止め、改めて脱原発への政策転換を呼びかける」を発表	12
最近の原発裁判決定の問題点（弁護団声明から）	12

# 6月20日第41回口頭弁論 結審は来年2月、判決は来年夏ごろか 原告側は「能登半島地震の教訓その2」を提出して主張完了 関電側は9月に「能登半島地震問題」に反論して主張終了か

6月20日、福井の関電原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第41回口頭弁論が大津地裁で行われました。

午前10時から原告代表も参加した進行協議が行われた後、午前11時から法廷での弁論、午前11時半から記者会見、報告集会を行いました。

今回の期日に向けて原告側は、能登半島地震の教訓その2と題する準備書面(98)などを提出し、法廷で井戸弁護団長がその概要を説明しました。原告側は、今回で主張は完了し、関電側主張に対する未反論課題は最終準備書面で行うとしました。

一方、関電側は極近傍地震問題についての原告主張に対して反論した準備書面(74)を提出。そして、前回、能登半島地震問題で原告側が提出した準備書面(96)(97)と今回提出した(98)に対する反論を次回に行いたいとして期日の設定を求め、9月19日に第42回口頭弁論が行われることになりました。

まだ最終確定ではありませんが、9月には関電側の主張も終了すると見られ、12月に設定されていた日程は、進行協議にしてはどうかという裁判所からの提案もありました。

このままいけば、結審は2月、判決はそれから約半年後の来年夏ごろという見通しとなりました。

また、10時から行われた進行協議では、2月6日の結審の日の時間設定について、進行協議の時間を含めて13:00から17:00の時間帯を確保することが確認されました。

以下では、原告準備書面(98)と報告集会の概要をお知らせします。

### 【原告準備書面(98)の概要】

能登半島地震(以下「本件地震」という。)から学ぶべき教訓について、原告ら準備書面(96)(97)で述べている。(96)は地震の問題について、(97)は避難計画が成り立たないことについて主張したものであり、(98)はそれを

補充したものである。その要点は次の三点。

## 1 地盤の隆起について

原告準備書面(96)では、本件地震によって海岸線約 85km にわたって陸地が隆起したこと、その隆起高は、顕著なところで約 4m にも及んだことを記載した。

地震によって隆起するのは、逆断層の上盤である。美浜原発の検討用地震を引き起こす活断層のうち、C断層、三方断層、白木一丹生断層は逆断層である。これらの断層はいずれも東側傾斜であり、地表ではC断層及び三方断層は美浜原発の西側に位置するから、C断層及び三方断層が活動した場合、美浜原発敷地は上盤に位置し、隆起することになる。

若狭地方の過去の隆起、沈降の記録、痕跡などを見ると、寛文2（1662）年近江若狭地震は、若狭湾沿岸の日向断層及び琵琶湖西岸の花折断層北部の活動によって発生した地震であり、近畿地方北部一帯に、死者700～900人、倒壊家屋4000～4800棟という大きな被害を与えた。日向断層は東側隆起の逆断層、花折断層北部は右横ずれ断層であり、三方五湖周辺では、日向断層の活動によって東側の地盤が幅数kmの範囲で最大3～3.6m隆起し、その西側の地盤を沈降させた。

更に視野を拓げると、越前海岸は海岸段丘（海成段丘ともいう）が発達した隆起海岸であり、若狭湾、とりわけその東部は深く沈降してきたことが知られている。これらは越前海岸に沿った活断層群（安島岬沖～和布～干飯崎沖～甲楽城断層）の活動によるものであり、この断層は、美浜原発の検討用地震を起こす活断層として評価されている。

そうすると、少なくとも美浜原発においては、検討用地震の発生によって、美浜原発敷地が数mも隆起したり沈降したりすることを想定しなければならないと考えられる。しかし、被告は、そのような想定をしていない。

## 2 活断層の連動範囲について

従来、活断層の連動評価は 5km 以内のものがその対象となっており（5km ルール）、大飯原発でも FO-A～FO-B～熊川断層の連動性評価にその考え方が取り入れられている。

本件地震では、志賀原発から北方 9km に位置する富来川南岸断層が活動したと考えられている。同断層は、震源断層から約 20km も離れている。今まで震源域からこれほど離れた断層がほぼ同時に動くことが確認された例はほとんどない。このことは、5km ルールに拘泥すべきでなく、連動の可能性をもっと幅広く検討すべきことを示唆している。

美浜原発で離隔距離を 20km と考えれば、大陸棚外縁断層～B断層～野坂断層、C断層、白木一丹生断層、浦底断層なども相互に連動の検討範囲に入ってくることになる。

そうすると、断層の連動問題についても、被告は、より慎重な姿勢が求められると言わなければならない。

## 3 避難計画について

### (1) 避難計画に関する原告、被告の考え方

原告らは、実効性のある避難計画が策定できないことだけで、当該原発の運転は差し止められるべきであると主張している。これに対して被告関電は、重大事故等を起こす蓋然性が認められない以上、避難計画の実効性が欠如していても原発運転の差止請求は棄却されるべきであるという考え方である。しかし、原発のような、一旦重大事故を起こせば膨大な人々に測り知れない損害を与える危険物については、被告の主張は社会通念に反する。

### (2) 船舶、航空機における被害回避義務

そもそも、事故が起こった時に一定の規模

以上の被害が想定される科学技術設備については、設備自体の安全性を高めるだけでなく、万が一の事故が起こった時の被害回避の方策を取っていないければ、法令上、その設備の利用自体が許されない。たとえば、船舶では、船舶安全法で13項目について国土交通省令等の定めるところによって施設することを義務付け、その第1条において、これらを施設しない船舶を航行の用に供することを禁じている。また、航空機については、非常脱出用スライドを備えていない航空機は、法令上、航空の用に供することができない。ここで大切なことは、航空機事故を起こさないためにどれだけ航空機本体の安全性を高めても、非常脱出用スライドの義務付けについて例外がないことである。

船舶法及び航空法並びにそれらの下位法令の定めによって判ることは、事故が起こった時に一定の規模以上の被害が想定される科学技術設備については、事故の可能性がいくら小さくても、当該設備利用の条件として、万が一の事故に備えて人的損害の発生の回避の措置をとることを求めるのが社会通念であり、そのことが、原子力発電所以外の分野においては法律上の要請にまで至っているということである。このことから、「深層防護」に類似の考え方は、原子力発電所に限らず、一定規模以上の被害が想定される科学技術設備においては、当然の社会通念であることが判る。

### (3) 原発事故被害の甚大さ

ここで改めて考えていただきたい。海難事故も航空機事故も場合によれば多数の被害者を出す。しかし、それでも被害の規模、程度、永続性、深刻さは原発の過酷事故とは比較にならない。福島原発事故をみればそのことは明らかであるし、福島原発事故が幸運の連鎖によって被害が小さくて済んだが、最悪の経過を辿れば、東日本が壊滅する可能性す

らあったことは何度も反芻されるべきことである。海難事故や航空機事故の被害者は、自らの意思で乗船、搭乗した者であるのに対し、原発事故被害者の殆どは何らの帰責事由がないのにこれに巻き込まれる者であることも重要な視点である。このように考えたとき、船舶や航空機ですら万が一の事故の際の救命設備が備え付けていなければ航海や運航が許されないのに、原子力発電所が万が一の事故の際の救命手段である適切な避難計画が準備されていなくても運転が許されるという現実が社会通念に反し、社会的に許されない事態であることは明白である。

### (4) 被告が今回提出した書証について

被告は、今回、福井地裁令和6年3月29日決定、及び大阪高裁令和6年3月15日決定を提出した。これらは、原発の運転禁止仮処分申立事件における決定であるが、避難計画の論点について、「避難計画の不備を理由に人格権侵害の具体的危険を疎明する場合には、その前提として、債権者らが避難を要するような事態（放射性物質が外部に放出される事態）が発生する具体的危険を具体的に疎明する必要があるものと解される。」「抗告人らの申立てが認められるためには・・・人格権に対する直接的な侵害行為、すなわち本件発電所自体が安全性に欠け、その運転に起因する放射線被ばくにより、周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的危険性があると一応認められることを要するというべきである」と述べて、いずれも申立ての主張を退けた。これらの決定内容は、いずれも被告の考え方と同一である。

この考え方によれば、救命ボートを積まないで出航しようとしている船舶の出航禁止を求める仮処分を申し立てても、裁判所は、申立人がその船舶の航行中に救命ボートが必要となるような海難事故が起こる具体的

危険があることを疎明しない限り、その申立てを認めないということになる。非常脱出用スライドが故障しているのに航行しようとしている航空機の飛行差し止めを求める仮処分を申し立てても、裁判所は、申立人がその飛行中に非常脱出用スライドが必要となるような航空機事故が起きる具体的危険があることを疎明しない限り、その申立てを認めないということになる。それらの結論がいかに非常識かお分かりいただけるだろう。

### 【報告集会の概要】



井戸弁護団長から、進行協議、弁論の内容について説明が行われたあと、参加者との間で質疑応答が行われました。

Q1. ①津波対策を行っていたとしても被害は防げなかったという最高裁判決について

どう思うか？②F53断層については、京都府は津波と地震の両方を想定しているのに対して福井県は津波想定しかしていないがどう思うか？

A.①について、従来の判断枠組みは、規制基準が合理的であり、適合性判断も合理的なら原発の安全性が認定されるというものであった。しかし、この最高裁の判断は、基準と適合性判断の両方が合理的であっても事故は起こるというものであり、従来の判断枠組みを取り崩すものだ。最終準備書面でふれていきたいと考えている。②については府県レベルの考えの差がこの訴訟にどう影響するについて検討する必要がある。

Q2.地盤の隆起については規制委員会も各原発に検討を指示しているようだが、これは原発にとっては致命的と思うがどうか？

A.地盤が一様に隆起すれば致命的な被害はこうむらないと考えているのではないかと。敷地の中で確認されている活断層ではないと評価されている破砕帯などが地盤の隆起に伴って動く可能性もあるし、傾くおそれもある。一番影響がでるのは停電ではないか。

---

「原発のない社会をつくる会」が、6月22日に行った講演内容を紹介してもらいました。

## もし珠洲原発が建設されていたら

志賀原発を廃炉に！訴訟原告団長 北野進さん

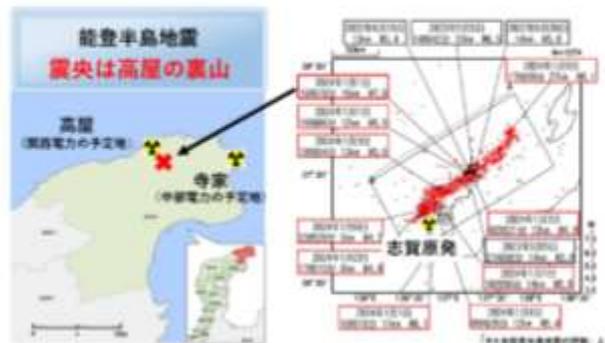
「原発のない社会をつくる会」は、6月22日、フットボールアリーナ HIKONE で「講演と総会―能登半島地震は何を警告したか―」を開催しました。その中の北野進さんの講演「もし珠洲原発が建設されていたら」を抜粋して紹介します。北野さんは珠洲原発建設反対運動に関わり、現在「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団」の団長です。

## 珠洲原発の建設予定地であった寺家(じけ)と高屋(たかや)は今

かつて珠洲原発の建設予定地であった寺家(じけ)と高屋(たかや)は今どうなっているのか。

下の写真は中部電力の予定地の寺家の写真です。このあたりは海岸の岩場でしたが、今は土地が隆起して歩いて行ける状態です。すぐ隣に寺家漁港があります。そこに行くと1メートル近い隆起が確認できます。

上は高屋の写真です。今は土地が隆起して陸地が広がっています。隆起は約2メートル



から中部、関東、そして日本海が汚染地域になったと思います。もっとやばい事態になったかもしれません。

## 議会では「原発を誘致して過疎の町の起爆剤に」

珠洲原発の計画が公になったのは1975年です。珠洲の場合は、地元から誘致の声が上がりました。その理由は過疎化です。1954年当時、昭和の大合併でできた珠洲市の人口は3万人ほどでピークでした。その後は、毎年400人くらいのペースで減り、「このままだと100年経ったら珠洲の人口はゼロになる」と言った人もいます。原発を誘致して過疎の町の起爆剤にしよう。議会では、そう言われ出しました。

## 関電が1000万kW構想 1988年から動く



関電はすぐに1000万kW構想を発表。中部電力も足並みをそろえました。北陸電力は志



で私の身長より高い。段差ができて船も岸壁からはすぐに乗れない状態です。加えて、地割れや陥没や落石もあって、高屋は一時孤立集落となりました。

今回の地震で、珠洲や輪島に大きな被害が出ました。地元の住民は閉じ込められる恐怖を感じました。情報も入らない。スマホも通じない。道路も駄目。もし珠洲に原発ができて福島原発並みの事故を起こしたら、逃げることもできず、奥能登に閉じ込められて、被ばくを強いられたと思います。そして、関西

賀原発の計画があり、この後、長岡の計画も発表します。少なくとも関電、中電は、若狭の原発、柏崎刈羽、福島に並ぶような大規模な原発基地を能登半島の先端につくる考えでした。具体的には1988年の暮れから、関電が高屋の事前調査を申し出て、1989年の連休明けには調査を始めるスケジュールでした。

## 1989年珠洲市長選に北野さんが立候補 原発反対票が賛成票を450票上回る



1989年4月には珠洲市長選挙がありました。当時、珠洲市内で原発反対の動きは、社会党、共産党、労働組合のいわゆる革新系でしたが、市内全域の市民運動はありませんでした。革新系が候補者を見送る方針が12月に出されました。それはおかしいと、結局、原発反対の立場で私が立候補することになりました。当時29歳、今、自分で見ても若いなと思います。私は、高校は珠洲市内の高校に通いましたが、生まれは隣の能登町です。当時の田舎で、珠洲市生まれでもない者が立候補するのは極めて異例でした。

選挙の告示の直前に、もう一人原発反対の人が出たんですが、その人の票と合わせると、8461票となって、当選した現職の8011票を450票上回りました。反対の声すら上げられない雰囲気の中で、この選挙の結果は驚きでした。市民にとっても、電力会社にとっても大きな衝撃だったと思います。

## 40日の座り込みに住民から電報が市の退去勧告に対して「原発退去勧告」

関電は、予定通り高屋の調査を開始します。私たちは現地に行って、阻止行動を続けました。そと時の写真です。市長は青ざめて脂汗がダラダラと出る状態で「関電ともう一度話をしてみる」と言って姿をくらましました。私たちは、市役所の会議室で座って40日間待ち続けました。市の退去勧告に対抗して私たちも「原発退去勧告」を出しました。この座り込みの中で、関電に調査を中断させました。珠洲市役所の3階に市長室の廊下1本を挟んだ向かい側に会議室があります。その中の座り込みの様子の写真がこれです。皆さんから電報が届いたり、激励をいただいていたので、朝は持ち込んだモップで掃除をします。いつ市長が来てもいいように、昼は椅子を並べて座っていました。

## 県会の議席を獲得 反対派議員が1人から4人に



1991年に統一議会選挙がありました。当時、能登では自民党の県会議員しかいませんでした。そこで私が立候補して県会の議席を獲得しました。関電にしたらショックだったと思います。続く、珠洲市会議員の選挙で、当時、反対派の議員は1人でしたが、選挙の結果4人の反対派議員が当選しました。

## 1993年の市長選挙は無効判決 やり直し選挙でも負ける

そんな中で、1993年の市長選挙を迎えます。私たちは、今度こそ原発反対の市長を誕生させて終わりにしよう。推進派の方は、今度こそ圧勝して原発を推進しようと思っていました。2月1日、私たちは反対派の候補者を擁立、その6日後の2月7日に能登半島沖地震が発生。今回の群発地震よりちょっと北になりますが、マグニチュード6.6の地震でした。珠洲のほうに被害が集中しましたが震度計がなく震度はわかりません。輪島は震度5でした。おそらく珠洲は震度6弱から6強だったと思います。

私たちは「地震のあるところに原発はとんでもない」「活断層を調べないといけない」という主張を、市長選に向けて強化しました。これに対して推進派は「地震がきたって大丈夫」「原子力発電所は万全の地震対策」「大きな地震まで考えて設計しています」といったチラシを配って安全キャンペーンをしたり、御用学者を招いて集会を開きました。今では到底配布できないような原発推進のチラシやパンフが、山のように配布されていました。

1993年の市長選挙は投票総数が投票者数より16票多いという結果になりました。「これは不正選挙だ」と、市の選管、県の選管に申し立てて蹴られ、名古屋高裁金沢支部に裁判を起し選挙無効の判決が出ました。最高裁でも1996年5月、選挙無効の判決が出ました。原発立地をかけた選挙では、民主主義の根幹である選挙がここまで歪められません。選挙無効が確定し、やり直し選挙になりましたが、そこでもまた負けてしまいました。過半数の壁は厚かったのです。

## 知事選・県議選・市議選での前進 3電力会社が珠洲原発から撤退

それでも、たたかいを継続するなかで、2003年12月5日、3電力会社が珠洲原発か



### 反対派の勝因

#### 原発推進の「住民合意」を阻止

1994年、谷本知事誕生

公約は「珠洲原発は現状では困難」「今後は住民合意を最大限尊重」

1. 関係漁協の同意
2. 用地買収の状況
3. 関係団体の動向
4. 反対運動の状況
5. 選挙の結果

住民合意の  
判断基準

等を総合的に判断する

市長選、市議選、県議選、知事選等で原発反対の民意を示し続ける

共有地運動を展開。高屋、寺家の予定地やその周辺数十か所で共有地登記を行い、用地買収を阻止

漁業権をもつ蛸島漁協は反対運動の拠点。固い結束を維持する

ら撤退することを表明しました。去年の12月で撤退からちょうど20年です。

勝因の一つは1994年の知事選挙です。それまで31年間、中西陽一知事がいて志賀原発に踏み込みました。この知事が亡くなって知事選挙を迎えます。このときは、たまたま細川首相のときで、自民、非自民の枠組みでの選挙戦になりました。私たちも応援した谷本正憲（たにもとまさのり）さんが知事になりました。谷本さんの公約は「珠洲原発は現状では困難であると認識する」「今後は住民合意を最大限尊重する」というものでした。

最初自民党から「住民合意というなら判断基準は何か」という質問に対して、知事から5つの判断基準が出ました。「1 関係漁協の合意 2 用地買収の状況 3 関係団体の動向 4 反対運動の状況 5 選挙の結果」です。

「選挙の結果」はどうか。当時、県会議員に私がいて市議会議員には反対派が4人いました。1995年の県議選で私は2回目の当

選を果たし。反対派の市議員は4人から5人に増えます。1999年は私が3回目の当選をして、反対派の市議員は5人から6人に増えます。

### 住民運動と労働運動の連携が

撤退のいちばん大きな理由は地元の反対運動です。「共有地」運動を展開して、高屋や寺家の建設予定地やその周辺で「共有地登記」を行い、用地買収を阻止しました。漁業権を持つ漁港は反対運動の拠点でした。推進に向けた合意はますます遠のきました。

私たちのゴールは「計画白紙撤回」です。これを目標に、住民運動の珠洲原発反対ネットワークや労働運動の珠洲原発反対連絡協議会を組織しました。自慢になりますが、珠洲の場合、住民運動と労働運動の連携が非常にうまくいきました。たとえば、集会1つにしても、労働組合の皆さんは交通費や日当が出たりするけど、住民運動はみんな手弁当です。逆に選挙があると、カンパをして、持ち出しが多くなります。それで、関係がギクシャクすることがあると思いますが、珠洲の場合はお互いの強さ、良さを認め合いました。石川県評が全面的に珠洲の阻止行動に力を入れてくれました。座り込みでは、ある程度的人数で押さなくてはいけない。市役所座り込みでは、同じ釜の飯を食う中で、学校の先生、教組の組合の人たちも参加して、人間関係が深まりました。地権者は共有地を守る。漁業者も加わります。高屋や寺家の予定地だけでは小さすぎ、石川県では大きすぎます。珠洲市を土俵にして、住民合意をめざして頑張りました。県外も含めて全国の皆さんのご援助をいただきました。そのおかげで阻止できたと思っています。

### 珠洲は阻止できたのに志賀は？

「珠洲は阻止できたのに志賀は？」と言われることがあります。

志賀原発の計画が公になったのは1967年です。北電が当時の志賀町と富来町に建設を申し入れます。1968年に1号機が着工する中、1号機差し止め訴訟が提起されました。その1号機が営業運転を始めたのは1988年で計画から20年以上もかかった。反対運動がそれだけ激しかったということです。

### 共有地をつくる住民と、これをかわす北電 漁協の運動を妨害する石川県

当時、志賀町と富来町にまたがる用地330万㎡での建設計画がありました。強烈な地元の反対運動が起きて、予定地のほぼ真ん中に「共有地」をつくりました。これに対して、北電は建設予定地を南の方に動かして共有地をかわしました。志賀町に赤住(あかすみ)という集落があります。予定地が南にずれ、すぐそばに原発が来るので、反対運動が大きくなり、団結小屋をつくりました。それで、北陸電力は予定の敷地を半分154万㎡にして造りました。

志賀原発では西海(さいかい)漁協が反対運動の中心でした。北電は西海漁協を崩せませんでした。そこに出てきたのが石川県です。漁業権の免許更新で圧力をかけ、西海漁協の組合長がやめざるを得なくしました。それでも北電は海洋調査をできませんでした。ここでも、県は漁業振興を名目に調査をして、原発建設に必要なデータを北電に売り渡しました。

### 珠洲では、漁協が圧力を受けることは避けた

漁協などの経済団体は行政との関係で厳しいところがあります。珠洲の場合、反対運動の中心は蛸島(たこじま)漁協でした。組合長も反対だし、青年部、婦人部も含めて組合全体が反対運動ですが、組合長に、選挙の



動して動きました。この地震で志賀原発はどうだったのか。震度5強、399ガルの揺れでした。だから想定500ガルの範囲内です。しかし「傷一つつきませんでした」とはなりません。あちこちボロボロです。変圧器の故障で外部電源1系統、2回線ダウン。1号機燃料プールで冷却ポンプ停止。1、2号機燃料プール水飛散。物揚げ場で35センチの段差など79カ所で地盤損傷。津波なしのはずが実は4メートルでした。海への油漏れもありました。

いちばんびっくりしたのはタービンです。2号機のタービンはかなりボロボロです。止まっているタービンですが、羽や軸受けや発電機側が傷んでいました。北電のコメントは「停止中に発生したから、安全確保に問題はありません」です。そんなことは僕でも分かります。万一動いていたら、1秒間に60回転もするタービンで羽が痛んだり、軸がずれたりしたら、大きな被害が出る可能性もあったと思います。敷地の地盤損傷は、最初は5カ所だと言っていたが79カ所でした。

## それでも原子力規制委員会に追従するのか

避難計画の破綻も明らかです。それでもまだ、規制委員会の山中委員長は「見直さない」と言っています。能登半島地震の教訓として、



地震学・活断層審査の限界とそれを認めない原子力規制委員会の存在があります。避難計画の上にある原子力災害対策指針も既に破綻しています。

裁判所はそれでも原子力規制委員会に追従するのか。私たちはそう主張していきます。裁判所だけではなく、国民の皆さんにも訴えていきます。原子力規制委員会の言っていることを信用するのか、ということです。

(文責 杉原秀典)

## 今後の大津地裁での原発裁判の予定

- 9月19日(木) 10時～進行協議 11時～第42回口頭弁論
- 12月17日(木) 進行協議として調整される見込み
- 2月6日(木) 13:00～17:00 進行協議、第43回口頭弁論、結審  
最終準備書面のプレゼン、原告意見陳述

※判決は来年夏ごろか

## 原子力市民委員会が声明「能登半島地震を自然からの重大な警告と受け止め、改めて脱原発への政策転換を呼びかける」を発表(2024年6月10日)

([https://www.ccneJapan.com/wp-content/uploads/2024/06/20240610\\_CCNE\\_final.pdf](https://www.ccneJapan.com/wp-content/uploads/2024/06/20240610_CCNE_final.pdf))

声明の内容は、能登半島地震から得られる教訓は、原発を稼働すれば、福島第一原発事故と同等か、もしくはそれ以上の深刻な事故が起こりかねないということにあるとして、原発利用にともなう次の4点の根本的問題を指摘し、脱原発にむけた政策転換を求めています。

1. 福島第一原発事故以上の過酷事故と放射能汚染は起こりうる
2. 複合災害時に住民は放射線被ばくを避けられない
3. 原発立地地域に重大なリスクをおしつける社会的不公正
4. 巨額の原発の安全対策費・維持費は誰のためなのか

### 最近の原発裁判決定の問題点(弁護団声明から)

#### 5月15日 広島高裁松江支部 島根原発差止めを求めず

原子力規制委員会の判断をことごとく容れた決定であること、避難計画の争点について、原発事故が発生する具体的危険性について疎明があったといえないから避難計画の主張の前提を欠くとしていること、極近傍地震問題では、当該原発は、断層から発電所敷地境界まで1.3kmしかなく、断層から2.0kmの距離であるが、これが『震源が敷地に極めて近い場合』に該当するとする確たる根拠はないという判断が示されていることなどの問題が指摘されている。

#### 3月29日 福井地裁、美浜原発差止認めず

関西電力がした不確かさの考慮が、経験式のばらつきの範囲をカバーしているのかの検討もなされないまま、ばらつきの考慮をする必要がないと断じた。

震源極近傍地震動の特別考慮の要否のメルクマールが、「浅部断層において短周期地震動が生じるかどうか」であると問題を設定し、「特別考慮規定が、浅部断層から生成される短周期地震動が発生することを前提にしてその影響を考慮するように求めているということとはできない。」とした。

原発内の膨大な機器や配管の老朽化に伴う劣化状況を全て把握することはおよそ困難であるにもかかわらず、代表となる機器を選別し、グループ化した上で評価をするという債務者側の手法について、安易に合理的であると判断している。

第1から第4までの各防護レベルを捨象して第5の防護レベルに不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない

#### 3月15日 大阪高裁老朽美浜原発差止認めず

極近傍の距離について、新規制基準は原子力規制委員会の個別判断にゆだね、その判断は不合理ではない、野津意見書はこれを否定する意見書がでていたので採用できない。原発自体が安全性に欠け、放射性物質が本件発電所の外部に放出される事態が発生する具体的危険性があることの疎明を要するが、このことについて疎明があるとは言いがたいから、避難計画の不備について検討するまでもない。

老朽化問題については、過酷な環境下で長期間運転されているにもかかわらず、新規制基準が定める対策に不合理な点はなく、特別点検等においても運転に懸念を生じさせるような劣化等は認められないと確認されていると、相手方の主張をなぞるような内容である。